

県南広域振興局長告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月12日

県南広域振興局長 小 島 純

通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 0370901076 | 特定非営利活動法人ケアセンターいこい | デイサービスセンター・いこいの丘 | 一関市狐禅寺字大平131番地2 | 令和6年3月31日 |
| 0370601684 | 社会福祉法人清智会 | デイサービスセンターさくら爽 | 北上市さくら通り三丁目7番7号 | 〃 |